

近世奥出雲の鉄師と鉄山集積について

佐竹 昭

広島大学大学院総合科学研究科

A Historical Study of Land Accumulation for Tatara Iron Making in Okuizumo

Akira SATAKE

Graduate School of Integrated Arts and Sciences, Hiroshima University

Abstract

Before World War II, a number of families who had been iron makers for generations, going back to the Edo period, owned vast natural forests in the Okuizumo district in Shimane Prefecture called *Tetsuzan* (literally, “iron forest”), from which they obtained charcoal for the production of iron. It has not been clear until now how they accumulated these forests. By close examination of documents from the Edo period, which have been preserved by the iron makers’ families, I gathered concrete evidence that they accumulated the vast forest areas by purchase.

In this paper, I show chronologically how the *Tetsuzan* were purchased by iron makers in Nita County, a territory of Matsue Feudal Domain, in the early Edo period. After determining the precise location of these *Tetsuzan* and locating them on a map, I was able to observe the process of expansion of the iron manufacturing enterprises. As a result, I was able to determine that the five iron makers had already been establishing large-scale enterprises in Nita County early in the eighteenth century and that Matsue Domain protected them by carrying out an iron manufacturing policy called *Tetsukata-Housiki* in 1726.

はじめに

昭和戦前期の島根県出雲地域には、飯石郡田部家の約25,000町歩を筆頭に仁多郡の絲原家や櫻井家など数千町歩に及ぶ巨大山林地主が存在した。田部家は個人の山林所有としては日本最大規模であったという⁽¹⁾。このような山林地主はその多くが江戸時代にたたら製鉄を行っていた有力鉄師（鉄山師、製鉄業者）を前身とし、製鉄用木炭確保のために広大な鉄山（木炭供給林、古くは鑪山）

を利用してきたことが山林集積の背景にあると見られている。

しかし、鉄師たちが鉄山所有を実現した経緯については、松江藩が製鉄業振興のため藩有林を無償交付した（小野1938）、あるいは中世以来土豪が占拠してきた歴大な山林原野が維新期に私的所有に転化した（山田1960）などと説明されるものの、具体的には明らかにされないままであった⁽²⁾。松江藩の鉄山政策、例えば享保11年（1726）の鉄方法式では領内の鑪・鍛冶屋の数と鉄師を限

定し砂鉄や山林利用の特権を付与している。その時の鉄師が基本的にのちの巨大山林地主に成長していることから、改めて鉄山所持の細かな事情にまで関心が及ばなかったのかもしれない。

ところが近年になって相良英輔の指導の下に絲原家・櫻井家・田部家の古文書調査が実施され、三家ともに多くの鉄山証文(鉄山購入などの証文)を伝えていること、何人もの鉄師が浮沈を繰り返すなか、近世前期から一つ一つ鉄山を買得して成長してきたことが明らかになった。中世以来の土豪、あるいは藩政下の特権的鉄師という認識にとどまらず、競争の中で成長してきた鉄師という側面も少なくとも近世前期については想定しなければならず、先の享保11年の鉄方法式についても新たな観点からの再検討が必要となっている。

上記の調査に参加した筆者は、買得による鉄山集積の意味するところを重要と考え、絲原家・櫻井家・田部家それぞれの報告書で鉄山証文に基づいて鉄山集積過程を紹介し、関連する論点も提示してきた(佐竹2005, 2006, 2012)。また新たに仁多郡の鉄師ト藏家の古文書調査を行い、それまでの三家とは異なる鉄山集積、鉄師としての成長過程の存在も想定するに至った(佐竹2014)。ただいずれも個別の鉄師研究にとどまるという限界があった。

そこで、本稿ではこれらの成果をふまえて鉄方法式で5人の鉄師の共存が図られた仁多郡を対象に選び、近世前期を中心とした鉄師とその鉄山集積について、一般的性格とともに鉄師個々の特性についても明らかにしたいと思う。

そのため以下のような作業を行う。①仁多郡の櫻井家・絲原家・ト藏家の各鉄師による鉄山集積の経緯をなるべく統一した方法で時間軸に添って表示する。②それにあわせて鉄山の集積が空間的にどのように広がっていくのか、個々の鉄山の推定位置を地図上に示す。これらは先の享保11年の鉄方法式再評価にも関わる。また、取り扱う時期は近世前半期が中心となるが、当該期の鉄山証文から明らかになった鉄師名を手がかりに③慶安期の検地帳の分析から村落内における鉄師の階層(持高)についても考察を加える。

本稿では上記のようにまずは仁多郡の鉄師を

中心に考察する。飯石郡の鉄師田部家については必要に応じて言及するにとどめ別の機会に譲りたい⁽³⁾。行論の関係上、享保11年の鉄方法式について、空間的広がりの中でその内容を紹介することから始める。

1. 享保11年の鉄方法式

享保の鉄方法式は、鉄師に貸し付ける用(養米代金の前納(先納銀)を命じるとともに、領内の鑪を10カ所、鍛冶屋を3軒半に定め、それを経営する鉄師を9人(実際は経営危機に陥った七右衛門除く8人で出発)に限定したものである(表1)。とくに仁多郡では鑪5カ所・鍛冶屋2軒(半軒×4)とし、鉄師5人を定めて鉄山・腰林(村民個別所持の林)・鉄穴(砂鉄採取場)を配分している。いわば5つの経営体への配分である。

次の表2はそのうち鉄山・腰林の配分を示したものである⁽⁴⁾。

例えば上阿井村源兵衛は自分持ち鉄山9カ所のほかに、他人持ち鉄山4カ所と鴨倉村・石村・三沢組の鉄山、および近在村々の腰林についてそこで生産される木炭の独占的購入権を「源兵衛鑪付き」として認められている。他の鉄師についても同様であり、他所に販売することは禁じられた。

さらに、図1はこれを地図上に示したものである。鉄山の位置は、売買の際の鉄山証文にみえる四至記載を参考に明治初年の絵図等も参照して推定した⁽⁵⁾。再度上阿井村源兵衛(櫻井家)を例にすると、内谷の櫻井家から阿井川沿い北方下流の三成、三沢地域にかけて自分持ち鉄山(太樺)や鑪付の他人持ち鉄山・腰林の位置する村々がひろがる。鉄師ごとに色分けしたが、ある種の住み

表1 享保11年の鉄方法式

郡名	村名と鉄師	鑪(カ所)	鍛冶屋(軒)
仁多	上阿井村源兵衛(櫻井)	1	0.5
	竹崎村孫三郎(ト藏)	1	0.5
	大馬木村徳右衛門(絲原)	1	0.5
	大馬木村又右衛門(杠)	1	0.5
	亀嵩村六兵衛(伊豆屋)	1	
飯石	吉田村鍋助(前綿屋, 田部)	2	0.5
	吉田村庄右衛門(上綿屋, 田部)	1	0.5
神門	奥田儀村又四郎(田儀櫻井)	1	0.5
大原	上久野村七右衛門(石原)	1	
合計		10	3.5

「鉄山旧記」(『新修島根県史史料編2』島根県, 1965年)

表2 享保11年、仁多郡鉄師別鉄山・腰林の配分

村名	村別鉄山数	上阿井村源兵衛			竹崎村孫三郎			大馬木村徳右衛門			大馬木村又右衛門			亀嵩町六兵衛		
		鉄山		腰林	鉄山		腰林	鉄山		腰林	鉄山		腰林	鉄山		腰林
		自分	他人		自分	他人		自分	他人		自分	他人		自分	他人	
上阿井	4	4		○												
高尾	6	3	1	△				2	△							
三成	2	1	1	○												
下阿井	2	1	1	△												
川内	1		1	○				1作	△							
鴨倉・石・三沢			○	○												
竹崎	6				4	2	○									
大呂	2				1	1	○									
八川	6				1	1	○	2	▲	2	1	▲				
樋野口	2				1	1	○									
加食	2					2	○									1作
下布施	2				2		○									
北原・尾原・槻屋・湯原口・稲田・横田							○									
大馬木	7							1	2	▲	2	2	▲			
小馬木	5							1	3	▲	1		▲			
雨川	2								2	○						
大谷	2								2	○						
下横田													○			
亀嵩	6													2,①	3,①	○
高田	1													1		○
琴枕	1													1		○
大内原	1														1	○
湯野原	1														1	○
佐白	2							1作	1作						2	○
八代	1								1作						1	○
郡・上下三所・馬馳																○
上布施・前布施									1作							○

「鉄山旧記」(『新修島根県史史料編2』島根県, 1965年)を、奥出雲町所蔵ト蔵家文書で補訂(佐竹2015)。△は一部、▲は共同利用、①は共有1を示す。1作は現在の用益終了後に本来の鑪付に移行する。

分けの状況は一目瞭然である。

このような配分は、いったいどのような事情から生み出されてきたのであろうか。資源の配分という意図は明らかであるが、ここで改めて松江藩鉄山政策の推移を振り返ってみる。

鉄方法式以前についてはいまだに不明な点も多いが、遅くとも慶安元年(1648)には領内の鑪山の把握と買鉄制の実施、運上銀など諸負担の賦課を始めていたようである。買鉄制は、藩が鉄師に年貢米を生産資金(用米)として貸与し、鉄師は生産した鉄を納めてこれを清算するしくみであったが、産鉄に余裕がある場合は販売もできたようである。その後売鉄制との間で何度か揺れ動いたのち享保7年にはついに鉄師の売鉄制に転換する。享保11年の鉄方法式は、先述のように鉄師による自主的な生産販売を前提とし藩が貸与する鉄師用米代金も鉄師に前納(先納銀)させる趣旨で、その際あわせて鑪・鍛冶屋・鉄師の限定と資源の配分を行ったのである。鉄師の指名は藩が主導し

たようであるが、鉄山・腰林の配分案は鉄師側が作成している。

この鉄方法式について、堀江(1933)は鉄師保護策であるとともに藩にとっても年貢米を正金にかえる得策とし、土井(1983a,b)は天秤吹子を用いた高殿鑪の普及などで元禄・享保期に鉄生産が伸張し、ようやく成長してきた鉄山経営者を選んで政策的に経営基盤強化をはからせたものと位置づけた。近年ではさらに山崎(2010)が鉄山政策の推移と藩財政上の意義を論じ、中山(2012)は制度運用の実態を追求している。

以上をふまえた上で、例えば仁多郡の場合、鑪5カ所・鍛冶屋2軒とされ、鉄師も櫻井家など5人が選定された意味について改めて問い直してみたい。鉄方法式は、自ら鉄の生産・販売を行い、しかも先納銀を負担できるような鉄師を前提に制度設計されている。鉄師たちの成長がどのようにみられたのか、彼らが鉄山を買い集めていく姿から跡づけてみることにしたい。

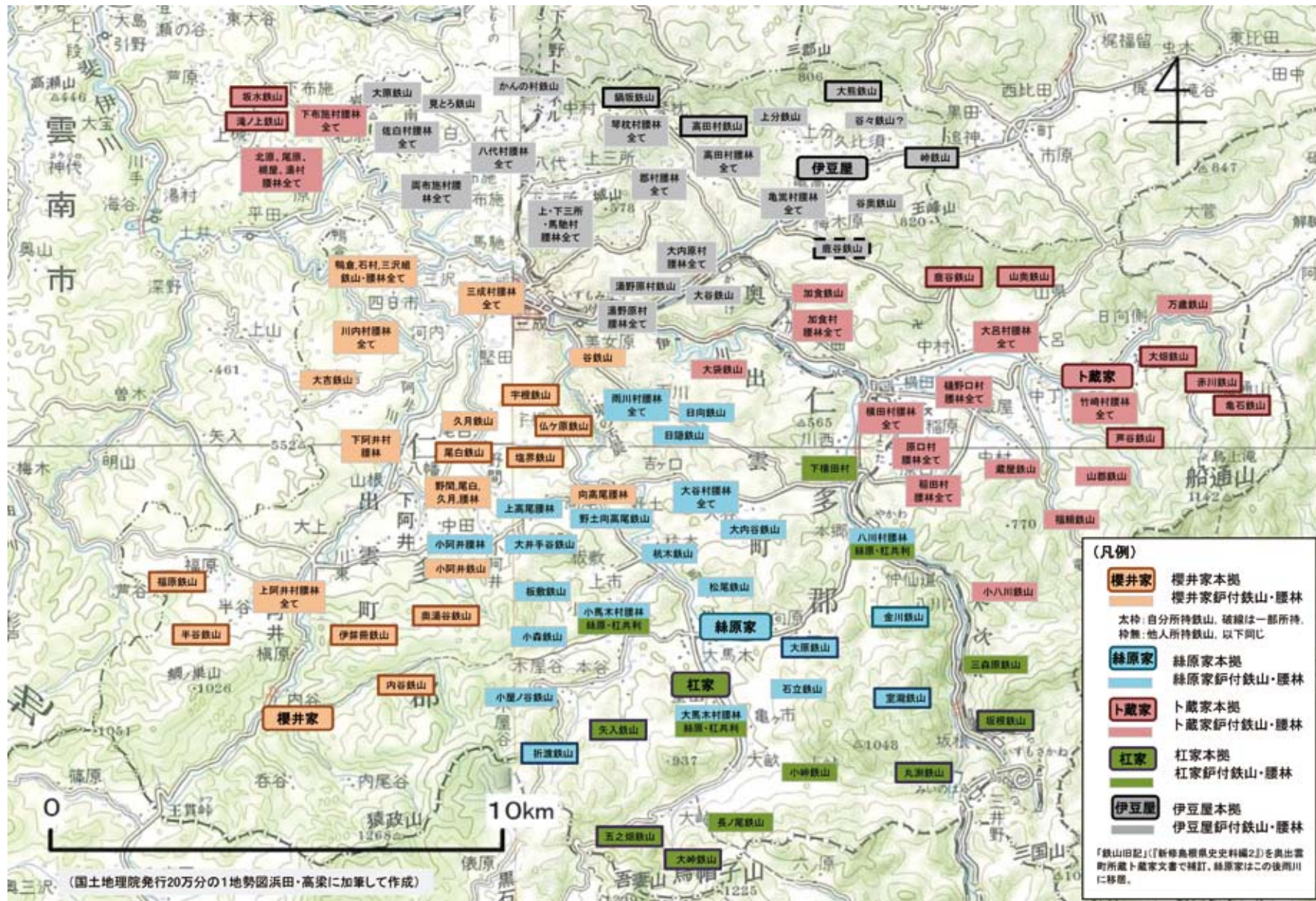


図1 仁多郡、鉄方式による鉄山・腰林配分図

2. 鉄山証文（売買）の諸類型とその推移

先に時間軸に沿って鉄山売買の状況を概観する。そのため表3を掲げた。仁多郡の櫻井家・絲原家・卜藏家だけでなく飯石郡の田部家も加えて各家に伝えられた鉄山証文を年代順・類型別に示したものである。田部家の鉄山証文には様々な種類がみられ先にそれらを分類するとともにその推移について論じたことがある。本表もその方針によって作成したので鉄師間対比の意味も含めて田部家も加えた⁽⁶⁾。

出雲の鉄山証文は、おおよそ4種類に分けられる。以下簡略ながらそれぞれの説明を記す。

永代売り証文

文字通りの永代売りである。17世紀後半の寛文・延宝期には藩の鉄奉行や郡奉行の裏書き保証まで見られる。そのころは藩への諸負担義務を伴う鑪・鍛冶屋経営権の売買という意味合いも強いが、遅くとも17世紀末、元禄期には単なる山林の下地からの相対売買に純化し、表記も「鑪山」から「鉄山」に変化する。

年季（買戻）売り証文

事書には「拾ヶ年切売渡申鉄山之事」などとあるが、年季がきても元本に複利の利息を加えないと戻さない、すなわち年季付き本銭返しに利息を

加えるというあまり見られない契約で、実質上の永代売りにほかならない。貞享4年（1687）の幕府永代売買禁止令をうけて松江藩で永代売り証文の代替として始まったもので田畑売買などにも見られる⁽⁷⁾。

年季（戻り）売り証文

本来の年季売り。年季がくれば無条件で元の山主に戻すものである。

立木売り証文

立木だけを通常一回伐り分だけ売却する。鉄山の移動に関わらないので表3には加えていない。

表3によると、各家とも古くからの永代売り証文を数多く伝えているが、これは古証文が売買とともに貼り継がれるなどして移動してきたためである。実際に購入した事例は購入数のところに記した。

さて、表3では売買の推移を3時期にわけている。各時期の特徴を簡略に紹介してみたい。

I期 寛文・延宝期まで（1626～1685）

この時期は永代売り証文がほとんどである。売却の理由に運上銀・入用米等の未進が具体的に記されていたり、郡奉行や鉄奉行が指令（裏書）して未進を肩代わりする者へ永代売りする例も多い。鑪山・鍛冶屋山の売買は経営権の売買という意味合いが強く、例えば分割売買する場合は押立1本（押立は高殿鑪の4本柱のこと、1山の1/4

表3 鉄師別、鉄山集積の推移（伝来の各種証文と実際の購入数）

鉄師名	飯石郡					仁多郡														
	綿屋・田部家					可部屋・櫻井家					湯迫・絲原家					竹崎・卜藏家				
証文の種類と件数	永代証文	購入数	年季買戻	購入数	年季戻り	購入数	永代証文	購入数	年季買戻	購入数	年季戻り	購入数	永代証文	購入数	年季買戻	購入数	年季戻り	購入数		
I期	1626～35	1					1													
	36～45	1					2	1			1	1								
	46～55	1					6	3												
	56～65						13	12			5	1								
	66～75	11	2+1			1	13	12			2									
76～85	8				1	6	4			4	2									
II期	86～95	6	3	5	2	6	2+1			5	4	1	1			3	2			
	96～1705	10	8+1	10	10+1	5	4			1						2	2			
	06～15	5	3	3	2	1	1+1	1		1	1					1	1			
	16～25	1		1						1	1					1		2		
III期	26～35	2	2	[3]	[3]	3	2									2	1			
	36～45	1	1					2	1	6	6					1				
	46～55	2	2	1	1					2	2					1	1			
主な典拠	証文正本					家督証文手鑑(1761)					鉄山証文写(1786)					山林證文写(1764)				

[]は年季付本銭返し証文。+1は証文未見分を示す。各家の典拠により下限を1755年に揃えた。

の意味)などと記す。藩への諸負担を果たせない鉄師は容赦なく取り潰された。

櫻井家が一足早く購入を始め、田部家や絲原家が続く。Ⅱ期の証文に付された古証文にもⅠ期にさかのぼるものが多い。古くから経営者の盛衰があり、しばしば藩も介入して売買が繰り返されてきた。

Ⅱ期 元禄・享保期 (1686～1725)

この時期には先述のように年季(買戻)売り証文が現れるが、従来の永代売り証文も用いられ続ける。17C末・18C初の元禄期が鉄山永代売買の中心的な時期である。この時期になると田部家や絲原家が盛んに鉄山を購入しており、専門的で経営力のある鉄師の姿を示すようである。一方、みたところ購入数が少ない卜藏家はもともと買得によらずに鉄山を所持していた可能性があり、村の有力者から鉄師に成長したものと推測される(後述)。

この時期の証文でも代銀を公儀未進にあてると記す例は多いが、Ⅱ期とちがって証文から奉行の裏書が消えるなど藩の直接的介入はみえなくなる。このころ四至を定めた下地からの山分けが進んでおり、山林としての相対売買が基本になったとみてよい。

飯石郡では年季(戻り)売りも盛んに行われている。多くは村の鉄山でありやがて永代売りに切り替えられて有力鉄師のもとに集積されていく。その際この種の証文も伝来したようである。一方、仁多郡にはこの種の証文がほとんどみられない。村の鉄山も早くから分割、売買され始めていたのではないかと。本稿では両郡の対比までは及べないが留意しておきたい。

Ⅲ期 享保の鉄方法式以降 (1726～1755)

この時期の鉄山売買は意外に低調である。享保の鉄方法式によって、鉄師の鉄山集積をさらに促進したとはいえず、やはりそれまで成長してきた鉄師の経営を前提に競争を抑えて住み分けをはかっているかのようなようである。このことの評価はさらに近世後期まで見通す必要がある。

以上はこれまでの調査結果もふまえて一般的な推移をまとめてみたものであるが、次に個々の鉄師がどのように鉄山を集積してきたのか、改めて時間的・空間的推移のなかで確かめる。また各鉄

師の出発点についても慶安期検地帳の分析から考えてみたい。彼らを中世土豪型とする見方(向井, 1960)に対し、土井(1983a)は近世的な上層農民の範疇でとらえようとしている。ここでは土井の提起を受け止めつつ彼らの姿をより具体的に示せればと思う。

3. 鉄師と鉄山集積の推移

A. 櫻井家

後掲付表1の櫻井家鉄山集積の推移⁽⁸⁾に基づき、その空間的なひろがりの姿を図2に示した。図2の時期区分も表3の時期区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲと同じであるが、依拠した史料の関係でここでのⅢ期の下限は1761年である。

図2によると、Ⅰ期の寛文・延宝期に上阿井村の阿井川上流を中心に集中的に購入し、Ⅱ期の元禄期には下阿井村からより下流に広がる。Ⅱ期の購入は低調にみえるが、元禄2年(1689)～同13年に購入した半谷・福原などの鉄山が町可部屋に分与され除かれているため、元禄期までの購入は他の鉄師同様に順調である。しかしⅢ期には低調となり空間的にもⅡ期に購入した鉄山の周辺にとどまる。

次の図3は幕末の万延元年(1860)段階における櫻井家所持鉄山である。小馬木村の矢入山などさらに鉄山を確保しているが、大きな拡大はなさそうである。

櫻井家の江戸期の鉄山集積はⅠ期からⅡ期の元禄期までが中心で、空間的には阿井川流域に集中し、鉄方法式以前にその中心的な鉄山の購入を終えているといってもよい。鉄方法式で櫻井家の鑪付とされた鉄山・腰林の村々は、まずはこのようなⅡ期までの実績のうえで認定されたものといえることができる。

櫻井家は塙団右衛門を先祖とし3代目の三郎左衛門が正保元年(1644)に備後から上阿井村に來住して製鉄業に従事したと伝える⁽⁹⁾。鉄山購入は慶安2年(1649)に山主の年貢未進等の肩代わりに購入した「呑谷鑪山・鍛冶屋山」が最初である⁽¹⁰⁾。やがて寛文元年(1661)に「御鉄盜罪科」を問われた上阿井村(町)善左衛門の「屏風瀧山・

内尾谷山」や小馬木村六兵衛（内谷六兵衛）の「内谷山」を買い入れる（寛文6年）。藩への諸負担を果たせない山主からの購入を含めて急成長していくのである。

他所からの来住ながら鉄山を順調に集積しているところをみると、当初から資金や製鉄技術を備えていたのかもしれない。慶安2年の検地帳（川東を欠く）では、上記の呑谷や内谷が位置する阿井谷村にもまだ当主三郎左衛門の名は見えない⁽¹¹⁾。ただし同年の上阿井町地銭帳に、間口7間・奥行15間の屋敷に住む「三郎左衛門」が見える。見取所を含めると第2位の面判銀負担者である。

同家の伝承では三郎左衛門は呑谷で鉄山業を始めたが「上阿井宿ニテ卒」とある⁽¹²⁾。次の勘左衛門は「内谷ニテ卒」とあるので、資金を携えて最初上阿井町に居を構え、やがて周辺の製鉄業に乗り出したのかもしれない。寛文10年の検地帳は川東村分だけしか伝わらないが、石畑などに三郎左衛門の名で田畑11筆4反1畝21歩の所持がみえる。櫻井家の田畑の集積はむしろⅢ期以降に盛んになるが、寛文期には田畑も購入し始めていたらしい。

イ. 絲原家

後掲付表2の絲原家鉄山集積の推移に基づき、その空間的なひろがりの姿を図4に示した。ここでのⅢ期の下限は1786年である。

付表2も参照しながら図4をみると、Ⅰ期の寛文・延宝期にゆのさこ吉兵衛が居村の大馬木村叶谷山押立1本（1/4）、東隣八川村の室瀧山、西隣小馬木村の折渡山2/3を購入している。ただし鉄山の位置は分散し、叶谷・折渡は分割された経営権の一部にとどまる。Ⅱ期には湯野廻（湯迫）徳右衛門が叶谷・折渡の残りを買足し、新たに八川の金川山も3/4を確保（家督分け買戻し含む）、大馬木では渋谷山・寒峯山を購入した。絲原家の本拠地と伝える大馬木の大原山も吉兵衛以下が山の2/5、さらに押立1/3本を買足す（後述）。

先の櫻井家とは異なり、その分布は分散的かつ細かく分割された鉄山を買集めている。表3では購入数が多くみえるがその割に鉄山が増えないのはこのような集積の仕方による。

次に再度図1を参照する。この地域には絲原家

だけでなく枉家も存在した。鉄方法式では両家の住み分けが図られたようである。両家とも小馬木・大馬木・八川の各村に自分持ち鉄山がある。それを前提に絲原家にはより北側の鉄山が鑪付とされ、枉家にはより南側の鉄山が鑪付とされている。そして腰林は両家の共同利用である。変則的だがやはりそれまでの実績に基づいた配分であることが確認できる。

Ⅲ期になると、絲原家はさらに金川・大原の残りを買足し、雨川村の雨川山（享保18年）のほか、北側周辺村々の鉄山を購入している。次の図5は幕末の安政4年（1857）段階における絲原家所持鉄山である。絲原家自体が天明8年に自宅を鑪のある雨川に移すとともに（鳥谷2005）、さらに北側の村々で鉄山を買得している。

絲原家においても、Ⅰ期・Ⅱ期を中心に鉄山集積の基礎が据えられている。ただ、鉄方法式でより北側の村々が絲原家鑪付とされたことは、その後の絲原家の発展に大きな意味を持った可能性がある。一方、枉家は宝暦年間に経営危機を迎えその後再建もするが享和元年（1801）に鑪経営から退いたらしい（横田町誌編纂委員会1968）。

絲原家は、寛永10年（1633）に善左衛門が自分持来りの大原鉄山で鑪吹きを始めたと伝える（鳥谷2005）。その大原山は貞享4年（1687）に同じ「ゆのさこ」を名乗る彦兵衛から山2/5、享保9年に押立1/3本、さらに享保15年に押立2/3を購入している。計算上では13/20の確保にとどまるが、大原山はもともと先祖から所持してきた部分が別にあって、上記はそれに買足したものではないか。しかも最初の購入は同じ「ゆのさこ」を名乗る人物からで同族かもしれない。

このように推測するのは、慶安元年の大馬木村検地帳に田畑2町3反6畝21歩（高27.129石、42筆）・屋敷3畝を名請けする「吉兵衛」の名が見えるからである。田畑は渋谷より東、大原にかけての旧宅周辺に集中している。また同年の新田検地帳には田3反8畝9歩（高2.138石、3筆）を名請けする「湯迫吉兵衛」がみえその田は大原近辺に位置する。検地帳に見える吉兵衛は鉄山購入者の吉兵衛その人に相違ないのである。本田の所持高は村内で10位前後になり比較的上位の農民である⁽¹³⁾。その本

抛地直近の鉄山所持に古くから関係していたのであろう。吉兵衛家は村の中堅上層農民から専門的鉄師への道をたどったのではないかと思われる。

ウ. ト藏家

ト藏家についても再度図1を参照する。ト藏家鑪付の鉄山・腰林は仁多郡の横田地域から東方へ、また西北の旧温泉村一帯にひろがり、自分持ち鉄山も相当数存在する。しかし先述のように購入による鉄山集積はそれほど盛んではない(表3)。ト藏家はどのようにしてここまで成長してきたのであろうか。

ここでも後掲の付表3に基づきその空間的ひろがりの姿を図6に示した。Ⅲ期の下限は1764年である。

付表3も参照しつつ図6によって概観する。早くに万歳山を購入しているが本格的な集積は貞享2年(1685)芦谷山1/2の購入からでほとんどⅡ期に始まったとあってよい。しかも万歳山は鉄方法式で孫三郎持山とされず、一族らしい(ト藏)吉右衛門が共有者にみえる。さらに自分持ちとされた大畑山、赤川山、亀石山いずれの山も不思議なことに当初の購入を示す鉄山証文が伝わらない。しかし一方でそれらの山々の一部は家督分けしているので、Ⅰ期段階ですでにこれらの鉄山をト藏家が所持していたと考えざるをえない。

このあたりの事情について、前稿では「近世初頭には村としての鑪山所持・経営が広く見られるが、藩への諸負担を欠くような場合、まずは村役人など有力者がそれを引き受け、その結果彼らの私的所持に移行していくという道筋がみられる。そのような場合、当初は明確な売買証文が存在しないことも考えられよう」とし、村の有力者が鉄山経営に従事しやがて元禄期には技術力・経営力を持った専門的鉄師へ成長する、そのような類型の鉄師としてト藏家をとらえた(佐竹2014)。

そこで、先の絲原家と同様に慶安の検地帳からト藏家の階層を検討してみたい。ト藏家の先祖は伯耆から仁多郡竹崎村に移り住み、17世紀半ばの中興ト藏家は惣兵衛を称したという(高見2008)。慶安2年(1649)奥山鑪山売渡証文(ト藏家文書)に売主として「ト藏藤左衛門・同三郎左衛門・同五郎左衛門」およびその子らの名がみ

え、別に証人として「ト藏惣兵衛」ら10名が証判している⁽¹⁴⁾。

慶安元年竹崎村検地帳には「惣兵衛」の名がみえ、田畑3町3反8畝24歩(高41.143石、64筆)・屋敷3畝を名請けし持高は同村首位である⁽¹⁵⁾。さらに売主の「五郎左衛門」は持高11位(23.714石)、同「三郎左衛門」が15位(16.418石)で「藤左衛門」もわずか持高0.525石ながらその名がみえる。検地帳の惣兵衛らは間違いなくト藏を称して竹崎村に盤踞する上層農民であった。

彼らを一族として合わせると大勢力となり中世土豪の系譜を引く可能性は大いにある。ただすでに惣兵衛は別家をなし、また鑪山を売却した3名は寄合吹きであった。この段階では一つの大経営、中世土豪型の鉄山経営とまで想定するのは困難なように思われる。ともあれ、前稿ではト藏家は村の有力者から専門的鉄師に成長したと仮定するにとどまったが、検地帳の検討からその姿がより具体的に確認できたと思う。なお検地帳の山郡分には個人名ではなく「村下」の名で田畑7反2畝15歩(高7.369石15筆)が確保されている。村抱えとみられる村下(鑪操業責任者)の存在は、村による鑪山所持、経営の存在を示しているようである。

続くⅡ期、甚兵衛は家督分けと買得を繰り返しつつ一方で新たに山奥鉄山や鹿谷鉄山を購入し、鉄方法式の段階では孫三郎が9鉄師の1人大原郡上久野村七右衛門の経営危機の支援まで行っている。仁多郡西北の旧温泉村一帯にト藏家鑪付の村々が広がるのは、直接にはその関係であろう。鉄方法式の配分はト藏家についてもそれまでの実績のうへで認定されたものであった。

Ⅲ期には山奥・鹿谷の両鉄山を手放していた時期がありト藏家自身の経営危機もあったが、図7に示したように明治9年頃には再び相当の鉄山を集積している。

以上、仁多郡の鉄師櫻井家・絲原家・ト藏家について、時間軸に沿って鉄山集積の空間的広がりを概観してきた。競争の中で主に鉄山を買得して成長してきた有力鉄師たち、それが鉄方法式を定める頃には基礎的な鉄山集積を果たして実態としても仁多郡ではほぼ5つの経営体の住み分けに至りつつあったようである。

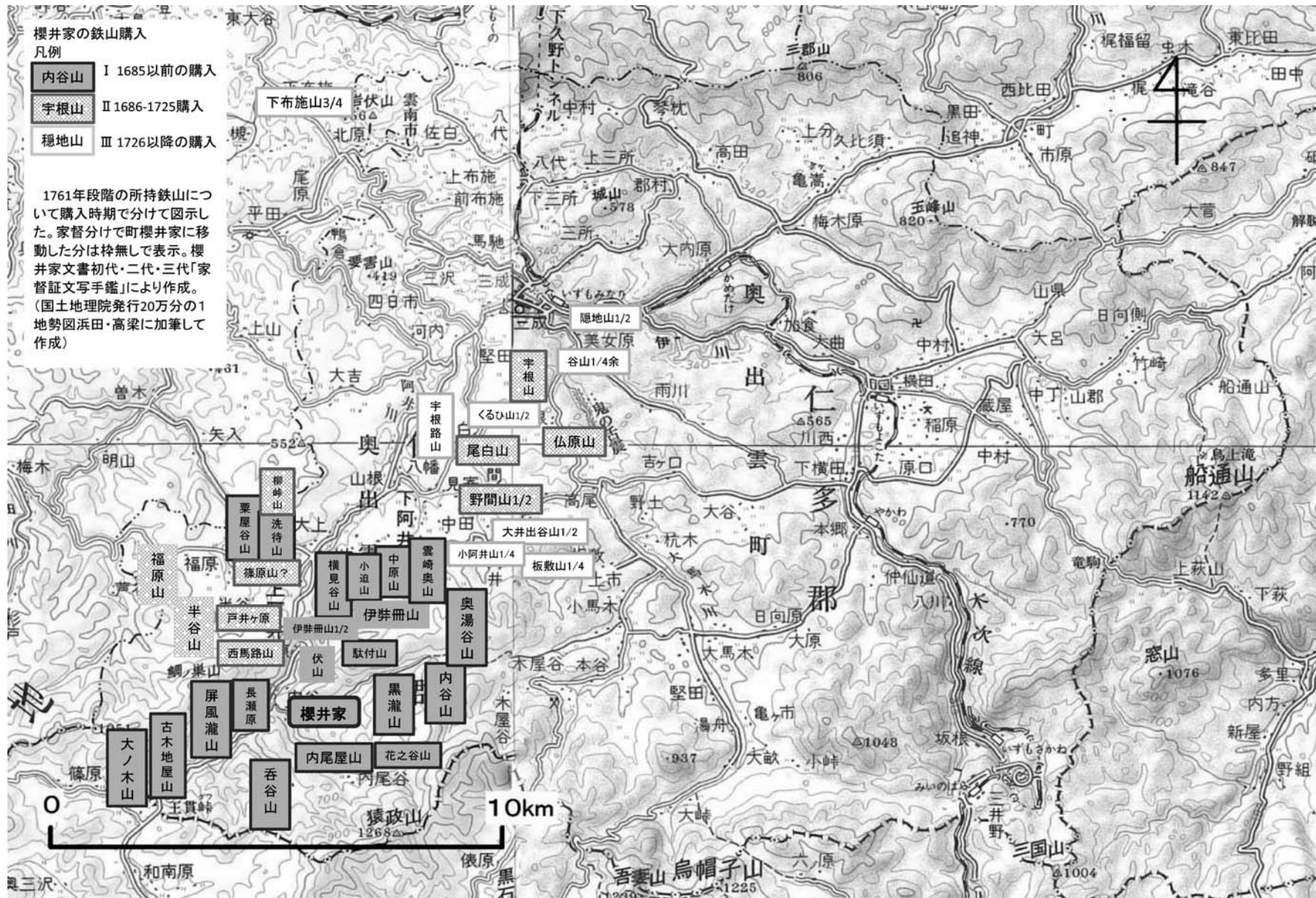


図2 櫻井家鉄山集積の推移

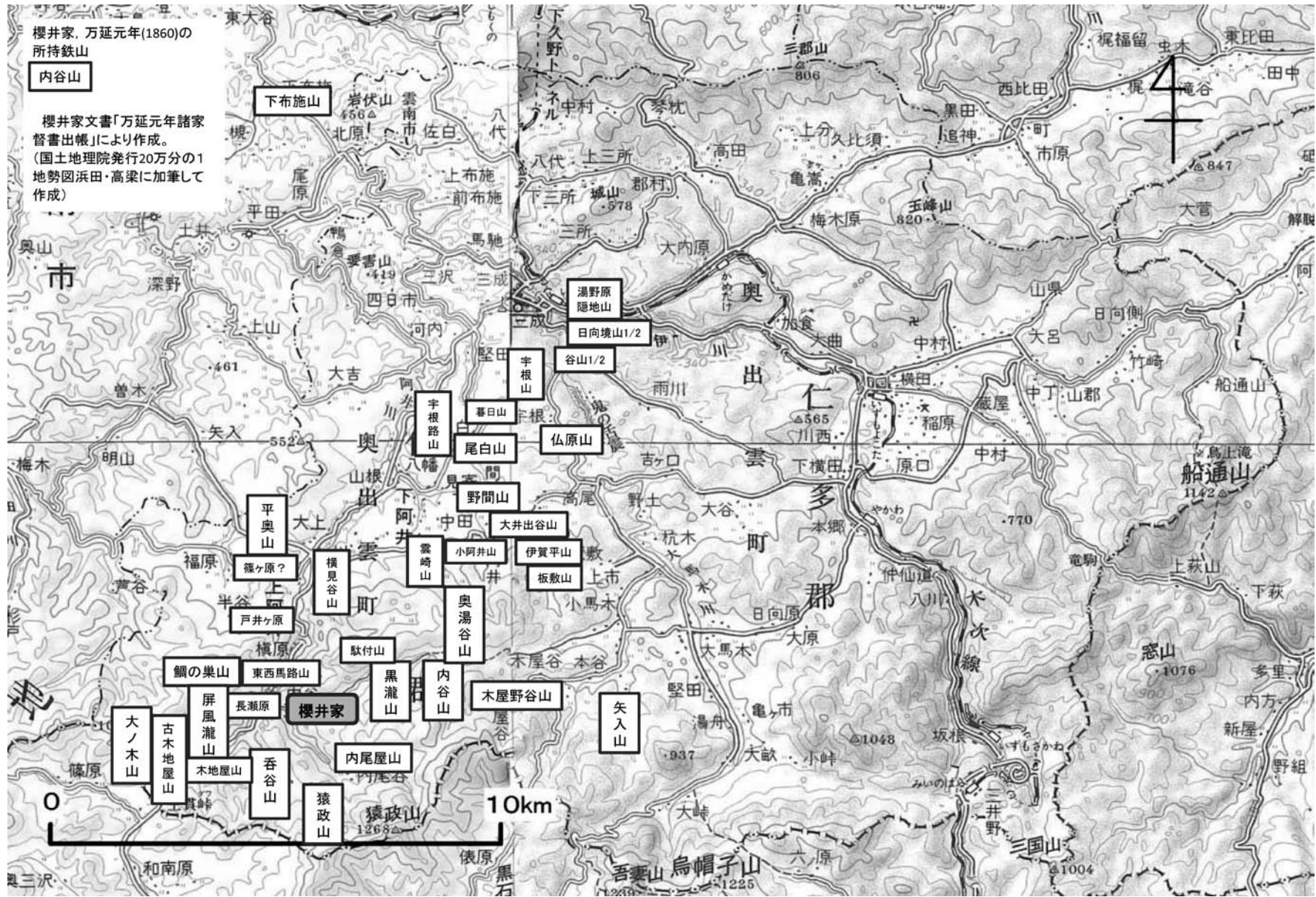


図3 櫻井家万延元年（1860）所持鉄山

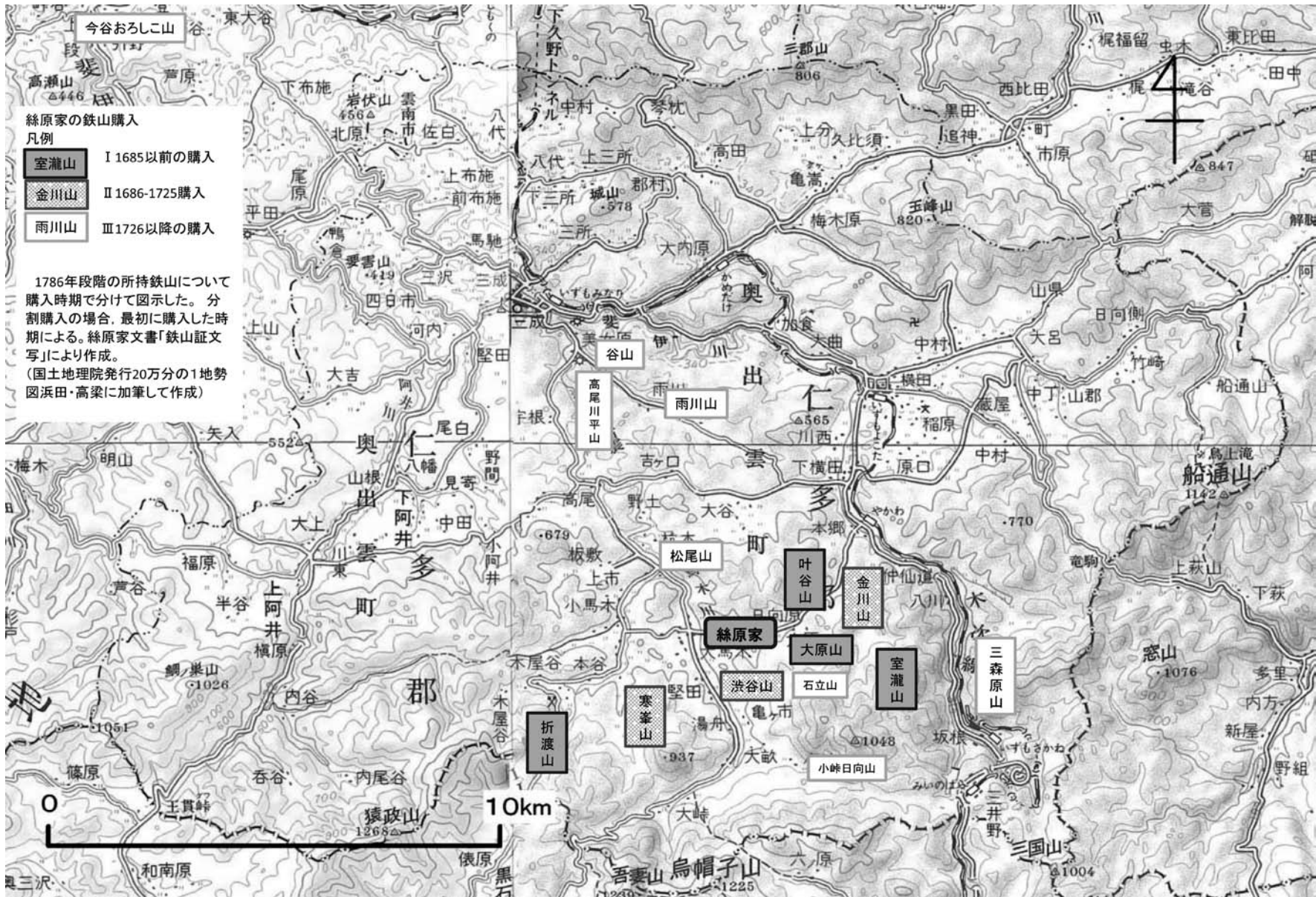


図4 糸原家鉄山集積の推移

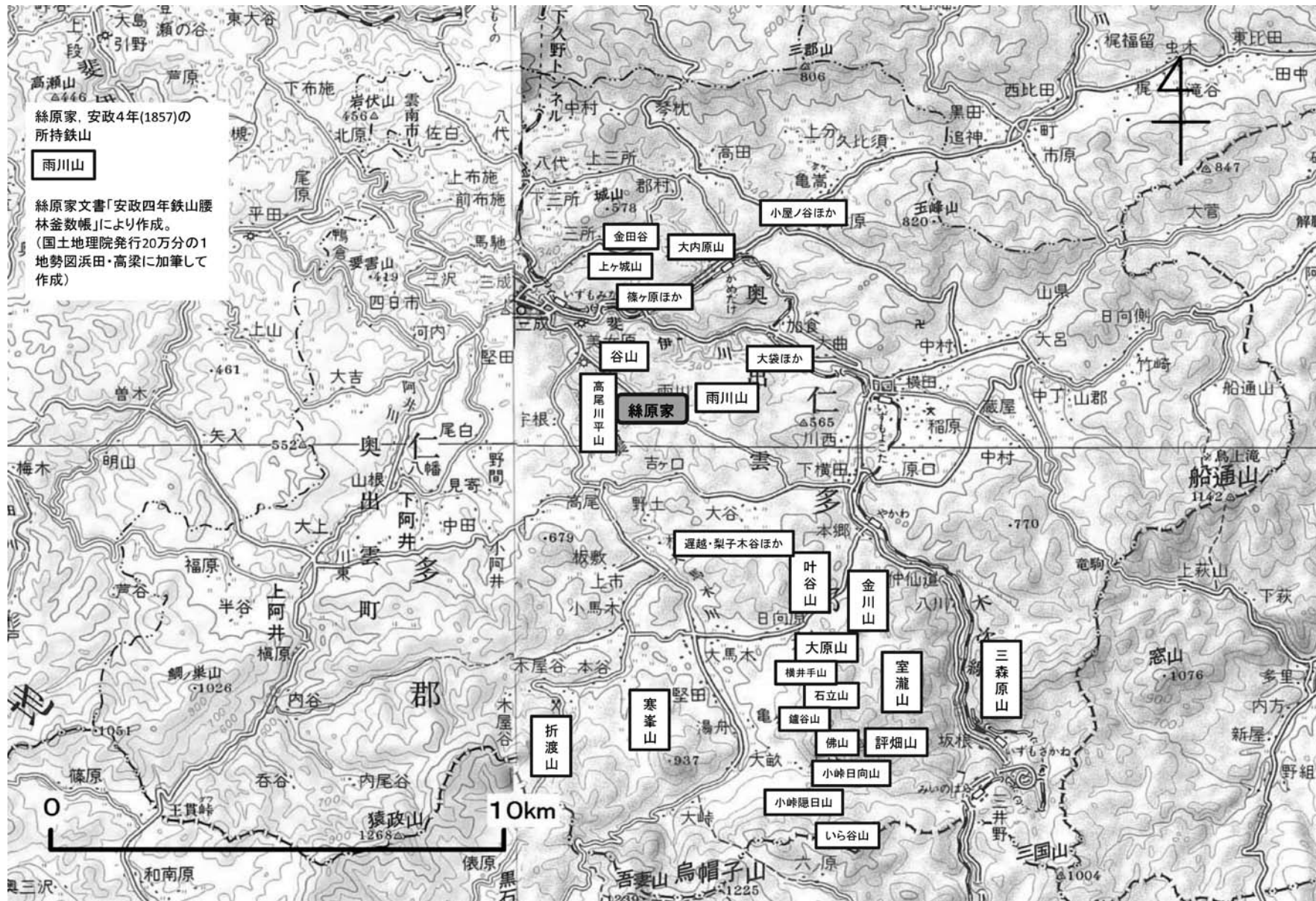


図5 糸原家安政4年(1857)所持鉄山

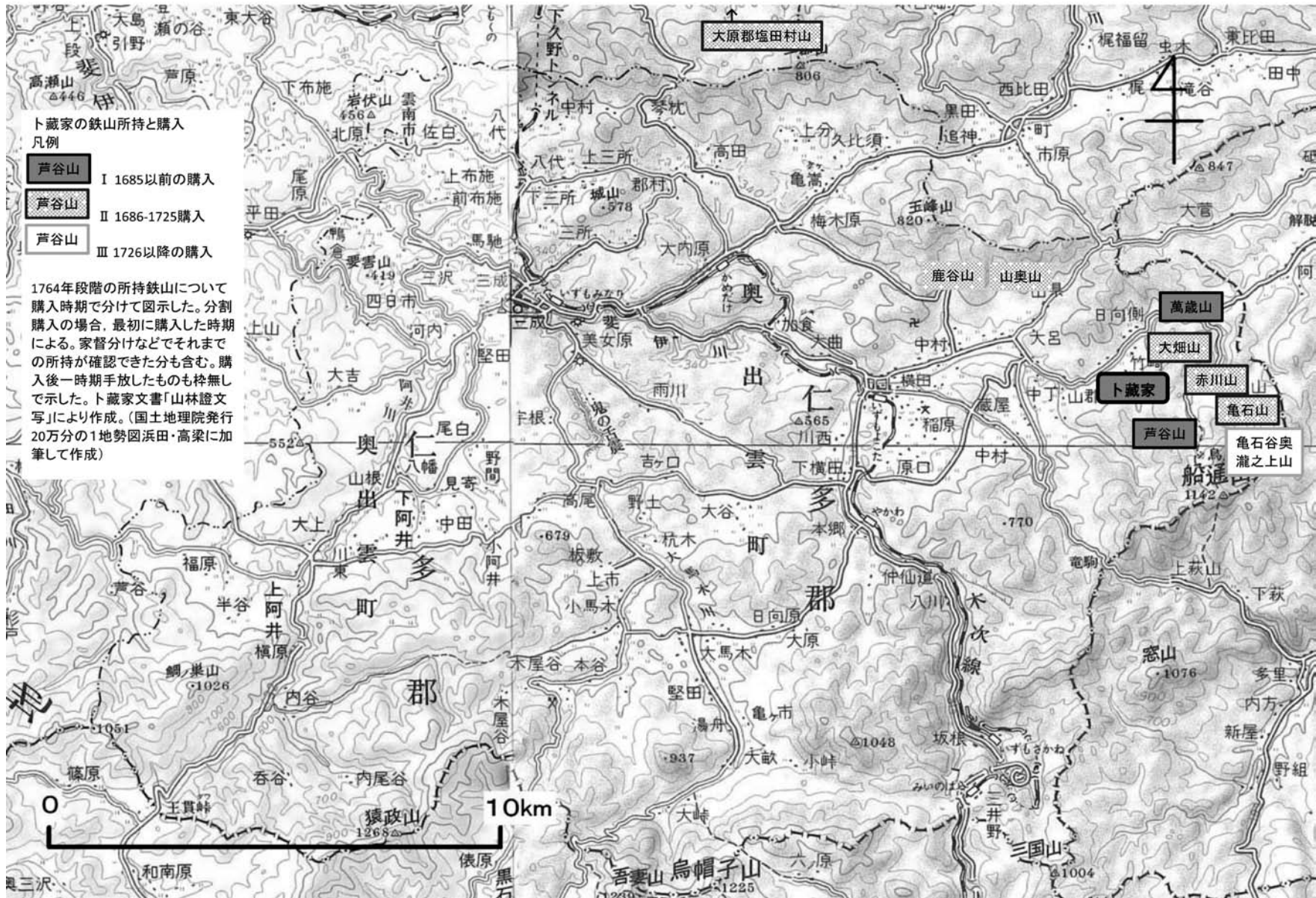


図6 ト藏家鉄山集積の推移

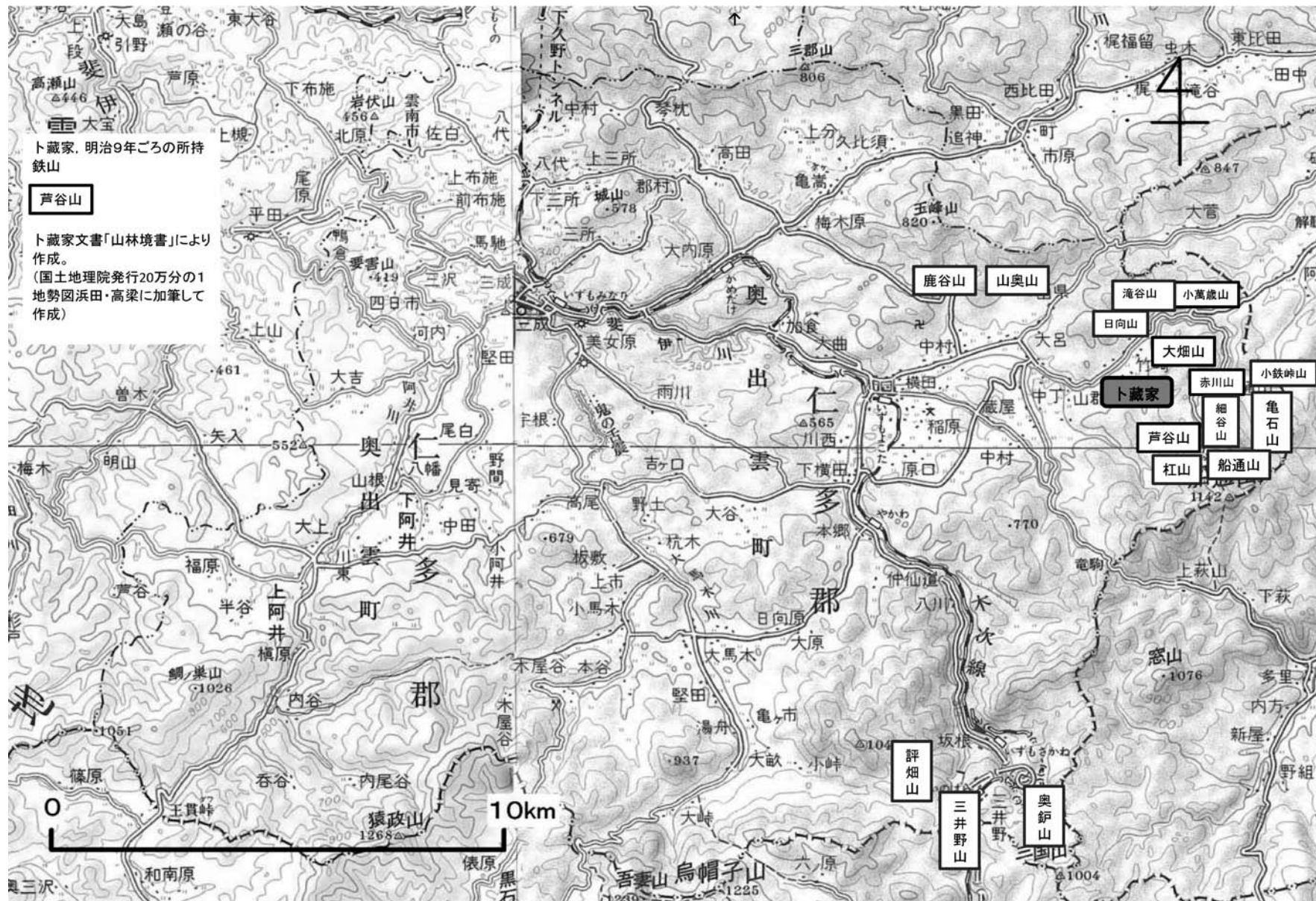


図7 ト藏家明治9年頃の所持鉄山

また慶安期の検地帳類から鉄山集積を始めるころの3家の姿についても一つの定点を得たと考える。

ト藏家は竹崎村に本拠をもつ村落最上層の一族である。村の鑪山所持・経営を一部継承し、さらに家督の分割と買得を繰り返しながら、やがて専門的な鉄師に成長する。村の有力者から鉄師への道をたどった代表的な事例かと思われる。中世土豪の系譜を引く一族の可能性もある。

絲原家の吉兵衛は、慶安検地帳では村の中堅上層に位置したが、あるいはさらに同族が背後にいたかもしれない。しかしト藏家とは違って所持鉄山の買得証文をほとんど持ち伝えている。村の鑪山所持・経営の継承というより、すでに分割所持されていた山々の買得・再集積をもとに有力鉄師に成長していった事例といえるのではないだろうか。

一方、櫻井家は他国から上阿井に移って居を構え、周辺の製鉄業に進出したようである。村の鑪山もすでにある程度分割所持され、あるいは藩から有償で譲り受けた山々を所持する鉄師も先行していたが、さらにそれらを未進の肩代わりなどによって集積するかたちで急速に成長した事例である。田畑の集積はむしろ鉄方法式以降に盛んに行われている。

こうしてみると、やはり様々な出自から鉄師への道があったようである。しかもその集積のあり方も、藩に代鉄や代銀を上納して、あるいは村から、またそれを分割所持した村の有力者から、さらに先行する鉄師から買い取るなど、地域のそれまでの実情に応じて多様で、少なくとも中世末から約束された道があったとは思えない。

以上のような多様な姿を含みつつ、しかし共通して鉄山所持、経営の規模はより大きな単位に拡大していく。鉄山を買得して規模を拡大していくことの意味は何か、この点について先に紹介した研究史もふまえてもう少し見通しを述べておこう。

近世前半期の鉄山は、とくに寛文・延宝期までは「鑪山」と表記され、松江藩によって木炭供給林と鑪の操業が一体的に把握され、産鉄の買上げや諸負担の単位にもなっていた。その単位はこれ

までみてきたように村のなかにいくつも存在しう程度の規模のものである。この段階ではまだ鑪の通年操業は行われず、また数年もすれば森林資源が枯渇して場所を移動するなど経営は不安定であった。

やがて元禄期になると、鉄山は鑪の操業とは切り離され、もっぱら木炭供給林として相対で売買され、鉄師が浮沈を繰り返しつつ競争のなかを成長していくようになる。全国的な鉄需用の増大と流通の発達もあいまって、鉄生産においても技術革新が進む。天秤吹子の導入と通年操業による木炭需用の拡大は、1カ所の鑪に以前より広大な山林を必要とし経営規模の拡大を必然化したであろう。享保の鉄方法式は、このような生産段階に相応しく成長してきた鉄師の主体的経営を認め、先納銀と引き替えにそれを維持しようとする政策であった。

最初に提起した課題、仁多郡ではなぜ鑪5カ所・鍛冶屋2軒・鉄師5人（5つの鉄山経営）に定められたのかに立ち戻る。これまでみてきたようにそれは藩の一方的な施策によるものではなく、地域の主体的な鉄生産の運動、その延長線上に到達したものであった。すなわち出雲における近世たたら製鉄の確立とそれに相応しい森林資源という意味で、仁多郡では5つの鉄山経営が持続可能な規模ということが改めて推測されるわけである。

そこでこの問題を明治期の製鉄業と森林資源の関係から確かめておくことで結びにかえることにしたい。

結びにかえて

絲原家には明治16年の見積もりが残されている。それによると、年間鑪1カ所の大炭生産に山林90町歩、さらに鍛冶屋2カ所の小炭生産に山林40町歩とし、30年伐期として持続的生産には3,900町歩の山林を必要とする（横田町誌編纂委員会1968）。絲原家は明治期に山林約5,000町歩所持しそのうち鉄山は3,939町歩（明治30年）であった。あまりに見積もりと近似するので所持面積から逆算した可能性もある。絲原家には年間鑪1カ所に64町歩、鍛冶屋2カ所に24町歩とする

明治9年の見積もりもあり、30年伐期として2,640町歩必要という計算になる。田部家の史料（明治16年）では年間鑪1カ所に約50町歩、鍛冶屋2カ所に36町歩となる計算もある。

これらを紹介した前稿では1代当たりの大炭消費が増大する明治期でも鑪1カ所と鍛冶屋2カ所の経営で3,000町歩もあれば充分との見通しを述べた（佐竹2013a）。明治14年の仁多郡山林面積は約33,400町歩のうち鉄山は約18,600町歩である。したがって計算上6つ程度の鉄山経営が可能ということになる。享保の鉄方法式では5つの経営に限定したがその後江戸時代を通じてほぼ恒常的に1～2の増鑪が許されている。山林面積は正確を期しがたく、またその蓄積量も山林利用や管理のあり方に大きく左右されるから安易に論じることができないが、5つの鉄山経営には一応の森林資源上の合理的根拠があったとすることができよう（佐竹2013b）。

森林資源の観点からは以上であるが、砂鉄資源、さらには生産量の調整（鉄価格維持）という要素も近世後半には問題になる。そのような観点も加えて今後とも検証を続けたいと思う。

最後に、出雲に巨大山林地主が出現した理由について考える場合、もちろん製鉄業の存在はいうまでもないが、その鉄山の永代売買が近世を通じて広く行われてきたことがやはり重要であろう。他藩（幕領）の場合、製鉄など大規模な山林利用は藩有林（御林）の期限付き許可にとどまることが多く、明治の地租改正段階で多くは官林とされる。出雲では永代売買の証文が明確で、地租改正でも所有が認められて巨大山林地主の出現が法的に可能になった。しかし、これは単に鉄師の鉄山所有権の強さを意味するのではなく、地域社会における鉄生産と森林資源利用の長く深い関わりを背景に理解すべきことで、そのような視点から改めて他の製鉄地域との比較研究が進められればと思う。

本稿では、近世前期に成長をとげた鉄師の動向について、仁多郡の3家を中心に検討してきた。飯石郡の田部家についてはその成長過程についてすでに再検討も行われているが（中山2016）、さらに仁多郡の鉄師と対比しつつ理解を深化させる

ことが課題となる。また姿を消していった鉄師たちについても出来る限り追跡してみたい。上阿井には寛文元年に「御鉄盗罪」を問われた鉄師「六兵衛」「善左衛門」を供養する石仏が地域の人々によってまつられ義民としての伝承が残されている⁽¹⁶⁾。近世後半になるとむしろ鉄師は藩と密着しつつ地域農民との対抗関係も強まるが、資源をめぐる争いも新たな段階に入る。地域と製鉄業の関わり、その歴史について究明するべき事はなお多い。それらの様相解明に引き続き精進したいと思う。

注

- (1) 深尾（1988）100頁。同書では田部家山林約24,000町歩とするが、山田（1960）49頁は昭和20年に25,596.7町歩とし、今回の調査でも昭和12年「所有土地諸統計」（田部家文書）に嗣子分等を含めると25,203町歩とあるので昭和戦前期に約25,000町歩とした。
- (2) 田部家など出雲の鉄師についての研究史は相良（2009）参照。鉄山所持の類型的把握や法的検討には中尾（1978）、熊谷（1983）などもあるが課題は残されたままであった。
- (3) 佐竹（2012）のほか中山（2016）が近世前期を中心に田部家の成長過程について論じている。
- (4) 同様の表はすでに横田町誌編纂委員会（1968）、土井（1983a,b）などで提示されている。ただ依拠した史料に若干の誤りがあり佐竹（2015）の史料翻刻に基づいた表をここに再掲する。村名は近世後期の村々より大きな単位となっている例もあるが史料のままとした。佐竹（2015）では訂正の典拠となる奥出雲町教育委員会所蔵卜藏家文書「享保11年正月出雲鉄方御法式并仁多郡中鑪ヶ所訳追々書出し写し」「仁多郡鑪鍛冶屋ヶ所分帳」等のほか「鉄山証文写」等の翻刻を行った。
- (5) 佐竹（2013b）図6-3-5をもとに加筆修正した。後掲図2～7の各鉄師鉄山集積の推移図も含めて、鉄山の位置推定には改めて広島大学図書館所蔵中国五県土地租税資料文庫の明治期の地積図類を参考にした。ただ竹崎・大呂・八川・下阿井など伝存しない村もある。また仁多郡5鉄師のうち伊豆

屋や杠家の鉄山については史料制約もあってなお充分調査が及んでいない。図1～7はあくまでおおよその位置表示にとどまる。なお松尾(2007)はたたら製鉄地帯における村落の開発を論じるが鉄方法式の図示も試みている。

(6) 表3は、鉄山集積過程についての後掲付表1～3に基づいて作成した。田部家でも同様の作業を行ってその結果を表3に加えたが付表掲載は割愛した。田部家の鉄山集積過程と鉄山証文の諸類型は佐竹(2012)参照。

付表の内容は、各鉄師別に、鉄山ごとの売買の時期、売主、買主、証文の類型等を享保鉄方法式をはさんで整理し、古証文を生かして古くからの売買もできるかぎり示したものである。付表1～3はそれぞれ先の櫻井家(佐竹2006表3)、絲原家(佐竹2005表1)を大幅に補訂し、新たに卜藏家(佐竹2014)からの作成を加えてなるべく共通した形式となるよう再構成した。なおそれぞれ依拠した史料の成立時における所持鉄山を示すもので、一度買得しても途中で手放して当時鉄山証文が伝来していない鉄山(それほど多くはないが)は基本的に含まれない。

(7) 佐竹(2012)参照。また『全国民事慣例類集』(司法省版明治13年、商事法務研究会1989復刻)に出雲国島根郡の例として「都テ十箇年売トアル分ハ永代売ニテ」という説明がある。

(8) 付表1の作成方針は前掲注(6)参照。具体的な留意事項について記す。西暦は売買証文の年代、網かけで櫻井家の購入年を示す。年代の太字は永代売り、通常書体の明朝は年季(買戻)売り(=実質永代売りに同じ)、斜字体は年季(戻り)売りを示す。家督分けはその旨注記した。鉄方法式の欄では、櫻井家自分持ち鉄山を太字、他人持ちだが櫻井家鑑付を通常書体右寄せで表記し、腰林は略した。以上は以下の付表2、3も同様である。なお付表に示したように鉄方法式の自分持ち鉄山は実際の買得証文に見える鉄山より少ない。代表的な鉄山だけを記したのかもしれない。

(9) 櫻井家文書「系図手鑑」。櫻井家の歴史については相良(2002)参照。三郎左衛門の子幸左衛門はさらに神門郡奥田儀に移り田儀櫻井家を起こす。田儀櫻井家については『田儀櫻井家 田儀櫻井家の

たたら製鉄に関する基礎調査報告書』(多伎町教育委員会、2004年)、『田儀櫻井家たたら史料と文書目録』(出雲市教育委員会、2009年)のほか、山崎(2008)は田儀櫻井家が17C後半に鉄山を集積して鉄方法式の鉄師になるまでを紹介している。

(10) 「初代家督証文写手鑑」には正保元年(1644)の屏風瀧山(町善左衛門宛)、正保5年の呑谷懸橋谷山(町一郎兵衛宛)等の証文も記載されているが、宛名等から後の購入に伴う古証文と思われる。個々の鉄山については(佐竹2006)参照。

(11) 広島大学図書館所蔵中国五県土地租税資料文庫「慶安2年仁多郡上阿井村之内福原村・雲崎村・阿井谷村御検地帳」による。近世前期の上阿井は川西・川東・福原・雲崎・阿井谷の各村と上阿井町からなる。以下同文庫「慶安2年仁田郡上阿井町地帳」「寛文10年仁多郡上阿井之内川東村御検地帳」による。

(12) 前掲注(9) 櫻井家文書「系図手鑑」。

(13) 広島大学図書館所蔵中国五県土地租税資料文庫「慶安元年仁多郡之内大馬木村御検地帳」「慶安元年仁田郡之内大馬木村新田御検地帳」。前者は虫損のため文政13年に藩が書写させたものだがすでに一部欠損がある。また次郎右衛門と二郎右衛門など音通する人名を同一人と見るかどうかで名寄せによる階層構成に違いが出る。検地高(竿高)は1110.813石、音通を認めると名請人106名で吉兵衛は持高9位となる。最高位は吉左衛門の40.979石である。表4に階層構成を示した。

表4 大馬木村階層構成

石高(石)	名請人数
50～40	3
40～30	3
30～20	12
20～10	24
10～5	21
5未満	43
合計	106

(14) 卜藏家文書。佐竹(2014)11頁では卜藏藤右衛門・三郎右衛門・五郎右衛門としたが、その後再度原本照合して翻刻では卜藏藤左衛門・三郎左衛門・五郎左衛門に改めた(佐竹2015, 52頁)。関連して佐竹(2014)12頁(卜藏)五郎右衛門の(卜藏)は削除する。

(15) 広島大学図書館所蔵中国五県土地租税資料文庫「慶安元年仁田郡内竹崎村御検地帳」。竹崎村（38町8反6畝24歩・447.823石）と山郡分（15町2反1畝24歩・167.484石）に分かれて記載。卜藏家の田畑は山郡分にはみえない。洪水のため貞享2年に藩が書写させたもので若干誤写がある。肩書きによる同名異人の区別に不安は残るが狭義の竹崎村では名請人69名、山郡を合わせると74名である。横田町誌編纂委員会（1968）もこれら検地帳を分析、階層表示するが竹崎村は狭義の竹崎村だけのようである。土井（1983a）は竹崎村検地帳から鉄穴関係地名を冠する田畑の所持者が上層農民であり、鉄山経営者もその階層にあるとした。卜藏惣兵衛らの確認には及んでいないがその論旨は首肯される。表5に階層構成を示した。

表5 竹崎村階層構成

持高(石)	名請人数
50~40	1
40~30	3
30~20	9
20~10	10
10~5	10
5石未満	41
合計	74

(16) 奥出雲町文化協会『奥出雲町の神話と口碑伝承』（奥出雲町地域活性化実行委員会，2012年）56頁。奥出雲町高尾昭浩氏のご教示による。

文献

小野武夫（1938）「出雲の三名族」『日本兵農史論』有斐閣。
 角田徳幸（2014）『たたら吹き製鉄の成立と展開』清文堂。
 熊谷開作（1983）「鉄山師による土地集積の法的過程」『日本製鉄史論』たたら研究会。
 相良英輔（2002）「松江藩の成立と鉄山業」『櫻井家の系譜』「櫻井家の鉄山経営」『櫻井家住宅調査報告書』仁多町教育委員会。
 相良英輔（2009）「田部家の由来とたたら製鉄業の展開」『松江藩鉄師頭取田部家の研究』島根大学。
 相良英輔（2011）「近世前期の田部家とたたら経営」『山陰におけるたたら製鉄の比較研究』島根県古代文

化センター。

佐竹昭（2005）「絲原家の鉄山証文」『鉄師絲原家の研究と文書目録』横田町教育委員会。
 佐竹昭（2006）「櫻井家の資産形成過程と鉄山証文」『櫻井家たたら研究と文書目録』奥出雲町教育委員会。
 佐竹昭（2012）「田部家の鉄山集積過程と鉄山証文」『田部家のたたら研究と文書目録上』雲南市教育委員会。
 佐竹昭（2013a）「里山利用と獣害」『環境の日本史4』吉川弘文館。
 佐竹昭（2013b）「鉄山の利用形態」『奥出雲町文化的景観調査報告書』奥出雲町教育委員会。
 佐竹昭（2014）「奥出雲の鉄師卜藏家の鉄山について」『日本研究』27号。
 佐竹昭（2015）『近世たたら製鉄の展開と森林資源』科学研究費成果報告書。
 高見誠司（2008）「幕末・維新时期における鉄山経営－卜藏家を中心に－」（『たたら製鉄・石見銀山と地域社会』清文堂）。
 土井作治（1983a）「松江藩の鉄山政策と製鉄技術」『日本製鉄史論集』たたら研究会。
 土井作治（1983b）「近世たたら製鉄の技術」『講座・日本技術の社会史5採鉱と冶金』日本評論社。
 鳥谷智文（2005）「奥出雲絲原家の歴史的変遷について」『鉄師絲原家の研究と文書目録』横田町教育委員会。
 中尾鑛（1978）「たたら製鉄における鉄山の利用構造－伯耆の日野地方を中心として－」『社会経済史学』44巻3号。
 中山富広（2012）「近世たたら製鉄業と労働者飯米－出雲田部家の「養米」を中心に－」『広島大学大学院文学研究科論集』72号。
 中山富広（2016）「近世出雲における大鉄師成立の再検討－飯石郡吉田村・田部家を事例として－」『中国四国歴史学地理学教会年報』第12号。
 深尾清造（1988）『林業経営の展開過程』ミネルヴァ書房。
 堀江保蔵（1933）「松江藩の製鉄業政策」『我国近世の専売制度』日本評論社（臨川書店1973年復刻）。
 松尾容孝（2007）「たたら製鉄地帯における村落の開発と充実－島根県仁多郡奥出雲町の2事例による検討－」『専修大学人文科学研究月報』228号。

向井義郎（1960）「中国山脈の鉄」『日本産業史大系7
中国四国地方編』東京大学出版会。

柳浦文夫（1971）『島根の山林』松江今井書店。

山崎一郎（2008）「松江藩領神門郡における田儀櫻井
家の鉄山経営」『たたら製鉄・石見銀山と地域社会』
清文堂。

山崎一郎（2010）「十七～十八世紀前期、松江藩の鉄
山政策と鉄山業の展開」『史学研究』267号。

山田盛太郎（1960）『日本農業生産力構造』岩波書店。

横田町誌編纂委員会（1968）『横田町誌』横田町。

謝辞

史料調査の際には、故糸原安博氏、櫻井三郎右衛門（尚）氏、田部長右衛門（真孝）氏、さらにご家族や関係者の方々に格段のご高配を賜りました。相良英輔先生をはじめ調査員の皆様、奥出雲町教育委員会、雲南市教育委員会の方々にはたいへんお世話になりました。また本稿の一部は中国四国地理学歴史学協会2016年度大会日本史学部会で報告しましたがご教示いただいた皆様に感謝申し上げます。

付表1 櫻井家鉄山集積の推移

村名	鉄山名	鉄山の内容	享保11(1726)年までの推移				享保11年鉄方法式関係鉄山	宝暦11年(1761)までの推移		万延元(1860)年所持鉄山	
上阿井	古木地屋山			1666	(所持確認)					猿政 關ノ巢 木地谷 古木地谷	
	呑谷山	のんだに懸橋谷 呑谷2/3 呑谷1/4	川本五郎右衛門 川本五郎右衛門他2名 小川原惣右衛門	1648	上阿井町一郎兵衛 桜井三郎左衛門 呑谷三郎左衛門					呑谷	
	屏風瀧山	屏風瀧	杉村春太夫	1644	上阿井村善左衛門(罪科)	1661	呑谷三郎左衛門			屏風瀧	
	内尾屋山	内尾屋 花ノ谷						1671	呑谷三郎左衛門・幸左衛門	内尾谷	
	大ノ木山		鉄奉行横田治左衛門・上阿井村	1664	呑谷三郎左衛門					大ノ木	
	内谷山	内谷・横谷・奥内谷	小馬木村六兵衛(罪科)	1661	松江米子町樋口平助	1666	呑谷三郎左衛門			内谷	
	中原山	中原治郎兵衛山	上阿井村中原治郎兵衛	1668	呑谷三郎左衛門・幸左衛門						
	栗屋谷山	栗屋谷4/9	平ノ吉兵衛・与右衛門	1669	呑谷三郎左衛門						
		栗屋谷2/9	平与兵衛	1670	呑谷三郎左衛門						
		栗屋谷1/3	平ノ太郎左衛門	1677	赤水与一右衛門→赤水勘兵衛→	1677	桜井三郎左衛門・幸左衛門・勘右衛門・勘左衛門				
	横見谷山	川元仁右衛門山	川元仁右衛門・七兵衛	1669	呑谷三郎左衛門・幸左衛門						横見谷
	小迫山	小迫1/3	惣右衛門	1669	呑谷三郎左衛門・幸左衛門						
		小迫2/3	藤右衛門	1675	呑谷三郎左衛門・幸左衛門						
	駄付山	駄付	下阿井村清兵衛他4名	1662	上阿井町谷口与三左衛門	1670	呑谷三郎左衛門・幸左衛門			駄付	
	伊弉册山半ヶ所	伊弉册1/2	谷口与三左衛門	1673	呑谷三郎左衛門・幸左衛門				1750	町桜井家督分け	
	伏山	伏山							1750	町桜井家督分け	
	平奥	洗待山	平ノ五兵衛・甚三郎	1683	可部屋弥右衛門・勘左衛門						平奥
		柳峠山			平ノ市郎兵衛	1692	可部屋勘左衛門				
	長瀬原	(腰林)	浜田忠兵衛	1684	可部屋弥右衛門・勘左衛門						長瀬原
	雲崎奥山	雲崎	六右衛門・長三郎	1685	可部屋弥右衛門・勘左衛門						雲崎
山之神谷・樋ヶ原・谷口山	山之神谷・樋ヶ原・谷口山			米原五郎右衛門	1689	可部屋勘左衛門		1750	戸井ヶ原以外町桜井家督分け	戸井ヶ原	
半谷山	半谷			上阿井村中	1689*	(可部屋勘左衛門)		証文未見	1750	町桜井家督分け	
篠原山	篠原			福原次郎左衛門・平ノ五郎兵衛他1名	1692	可部屋勘左衛門				篠ヶ原	
福原	一里山向之山			福原鍛冶屋かいち治郎右衛門	1692*	(可部屋勘左衛門)		証文未見	1750	町桜井家督分け	
	はか谷山・矢入峠山・たわのこ山			福原次郎左衛門	1700*	(可部屋勘左衛門)		証文未見	1750	町桜井家督分け	
西馬地山	西馬地			馬地喜兵衛	1716	可部屋勘兵衛・源兵衛				西馬地・東馬地	
下阿井	黒瀧山	黒瀧	阿井町三郎兵衛未進上り山	1664	与頭清左衛門	1668	呑谷三郎左衛門			黒瀧	
	奥湯谷山	奥湯谷山	三沢町加藤庄兵衛・下阿井	1673	呑谷桜井三郎左衛門					奥湯谷	
	伊弉册山	伊弉册山	大阪四郎兵衛						1750	町桜井家督分け	
	宇根路山	宇根路						原田村与次右衛門・第四日市長右衛門	1741	可部屋源兵衛	宇根路
小阿井山	小阿井1/4						洪河伝右衛門	1747	可部屋源兵衛	小阿井	
川内									小阿井 大吉		
高尾(尾白)	尾白・野間・佛原山	尾白 野間1/2 佛原	代官三島壱兵衛促すも高尾村買わず		与頭上三成七郎右衛門・神畑九右衛門	1687	尾白佛ヶ原塩界			尾白 野間 佛原 家の奥伊賀平鉄	
	尾白くるひ山	くるひ1/4 くるひ1/4						伝四郎・治兵衛 久月与右衛門・善次	1738 1758	可部屋源兵衛 可部屋三郎左衛門	暮日
	宇根山	宇根1/2 宇根	重谷惣左衛門他5名	1682	三成町杠基七 →雨川長右衛門	1714	可部屋勘兵衛			宇根	

三成	湯野原鑪山		与頭上三成七郎右衛門・神畑九右衛門・亀嵩吉左衛門・湯野原武	1687	雨川仁兵衛	→	儀兵衛1/2					湯野原蔭地				
		陰地1/4					仁兵衛	→	祖平		三成町山田祖平	1742	可部屋源兵衛・多佐次			
		陰地1/4					仁兵衛	→	儀兵衛		雨川儀兵衛	1743	可部屋源兵衛・多佐次			
	矢谷村谷鉄山	谷1/20 谷1/4								谷	三成町祖平 下阿井治郎右衛門	1742 1744	可部屋源兵衛 可部屋源兵衛	谷1/2		
														日向境1/2		
小馬木	板敷鉄山	板敷1/8 板敷1/8		小馬木安兵衛	1679	田中市三郎	1696	大馬木村治兵衛→ 下阿井村治郎右衛門・佐次右衛門・大坂小太郎	1709				下阿井竹内伝右衛門 下阿井竹内常悦	1752 1757	可部屋源兵衛 可部屋三郎左衛門	板敷(1/4)
	高尾大井手谷鉄山	大井手谷1/4 大井手谷1/4				大馬木村紅基七・三沢町加藤太郎左衛門	1700	下阿井村竹内伝右衛門・阿部治郎右衛門					下阿井竹内伝右衛門 下阿井竹内常悦	1752 1757	可部屋源兵衛 可部屋三郎左衛門	(高尾)大井手谷(1/2)
															小屋野谷 矢入	
鴨倉・石村・三沢組	鴨倉・石村・三沢組鉄山									鴨倉・石村・三沢組鉄山						
琴枕	高田琴枕鑪山	琴枕2ヶ所	上三所与次兵衛・八郎右衛門・郡久次郎・長太夫	1694	(可部屋勘左衛門)	巳年	亀嵩六兵衛									みえず
下布施	下布施鉄山	下布施3/4										竹崎基六・孫三郎	1743	可部屋源兵衛	下布施	

備考:西暦は売買証文の年代,網掛けで櫻井家の購入を示す。年代太字は永代売り,通常書体は年季(買戻)売り(=実質永代売り),斜字体は年季(戻り)売りを示す。→印は左(上)から右(下)に売買ないし所持が続くことを示す。鉄方法式関係鉄山のうち,太字は櫻井家自分持ち,通常書体は他人持ちの鑪付鉄山を示す。腰林の配分記載は略した。櫻井家文書初代・二代・三代「家督証文写手鑑」(宝暦11年まで収載)による。本表の村名はその記載に拠り,近世後期村名より大きい単位の場合がある。万延元年は同「諸家督書出帳」による。*印は表3に加えず。

付表2 糸原家鉄山集積の推移

村名	鉄山名	鉄山の内容	享保11年(1726)までの推移				享保11年鉄方法式関係鉄山	天明6年(1786)までの推移	安政4年(1857)所持鉄山					
八川	室瀧	室瀧山	八川村七右衛門他	1652	横田町芦田氏	1664	横田町春田七郎兵衛	1664	大馬木村吉兵衛	室瀧				
	叶谷	押立1本半(1本)	八兵衛・助六	1659	大馬木次郎兵衛(1本)・叶谷九右衛門	1677	ゆのさこ吉兵衛・八蔵	1715	ゆのさこ徳右衛門	1703	叶谷			
		鑪山1/8			九右衛門	1689	大馬木七右衛門							
		鑪山1/16			湯原与三右衛門	1689	大馬木七右衛門							
		「押立」1/16			安右衛門	1693	雨川仁兵衛							
	鑪山1/4													
金川	押立半本	金川市左衛門	1675	馬木屋助左衛門	↓?					金川				
	押立半本			六左衛門	1679	平原長右衛門・市松	1704	ゆのさこ徳右衛門						
	(押立0.75本)			金川彦右衛門	1691	ゆのさこ吉兵衛・七右衛門	七右衛門は八川村へ別家、譲渡		1708		ゆのさこ徳右衛門			
	押立1本			六郎右衛門	1691	ゆのさこ七右衛門	→	雨川仁兵衛(遺書)	1703		ゆのさこ徳右衛門			
鑪山1/4			安右衛門	1693					八川村庄屋治左衛門					
鉄山1/4														
三森原	押立1本立	木土山共	押立1本							八川村与一兵衛	1748	ゆのさこ吉三郎	三森原1/2	
	押立1本									惣八	1760	湯之廻吉三郎		
										茂八	1786	湯野廻四郎左衛門	評畑から木	
大馬木	松尾	萩迫山半分、さそうら山1/4	めらき 善二郎	1657	かめ井次郎兵衛	→				山根屋儀助	1762	湯野廻吉三郎	天明2柳原百姓中へ売却、みえず	
	大原	鑪山2/5			ゆのさこ彦兵衛	1687	ゆのさこ吉兵衛	1724	湯之廻徳右衛門	大原				
		押立1/3本												
	押立2/3													
	渋谷	鉄山1ヶ所				渋谷庄左衛門	1724	大呂村六次	1725	糸原徳右衛門	みえず			
	寒峯	土山、立木				田淵市郎左衛門	1699	糸原徳右衛門			寒ノ峯			
石立	半ヶ所、土山立木とも									亀垣内七郎兵衛	1732	湯野廻糸原勤七	石立	
	半ヶ所、土山立木とも									亀垣内藤右衛門	1732	湯野廻糸原勤七	佛山・鑪谷・横井手	
小峠日向	立木土山とも									善右衛門	1776	湯野廻次郎吉	小峠日向	
													小峠隠日いら谷	
小馬木	折渡	鑪山	六兵衛兄弟又右衛門・庄左衛門	1661	中垣平右衛門	→				折渡				
			鑪山1/3			又左衛門	1667	板敷安兵衛・善助	→					
						中垣七兵衛・太郎右衛門・鍋太郎	1697	紅甚七・治兵衛	1700	糸原徳右衛門				
			鑪山2/3				板敷安兵衛・市兵衛・六郎兵衛	1677	糸原吉兵衛・八蔵					
高尾	川平	鉄山半ヶ所								大井手	雨川村長右衛門	1738	大源寺(三次妙厳寺)	川平
		鉄山半ヶ所								野土向高尾	高尾村惣十郎	1764	湯野廻吉三郎	
雨川	雨川	鉄山(日向、日隠)					雨川村長右衛門	1715	杠永屯	日向、日隠	蔵屋村杠永屯	1733	糸原勤七	雨川
矢谷	谷	押立1本立									三成町政五郎他	1748	糸原吉三郎	谷
大谷										杭木				運越・梨子木谷堤谷
大内原										大内谷				大内原
湯野原														篠ヶ原、分ヶ山、段原、橋ヶ谷、洞ヶ平隠日
角木														運越峠より中原、中原より下大谷
梅木原														上ヶ城
乙多田														小屋ノ谷・大道反後反谷、向の谷
加食														金田谷
														大袋、大鑪、浜子・大和田、杓子・焼鑪、トモ石・丸山
大原郡のうち西日登村	今谷・おろしこ鉄山	立木1作、土山半分									平右衛門、源助	1726	糸原勤右衛門	みえず*

備考:表示上の留意点は付表1と同じ。糸原家文書「鉄山証文写」(天明6年まで収載)による。安政4年は同「鉄山腰林釜数帳」による。*は寛政4年釜櫃方役所へ買い上げ。

付表3 ト藏家鉄山集積の推移

村名	鉄山名	鉄山の内容	享保11年(1726)までの推移				享保11年鉄方法式関係鉄山	明和元年(1764)までの推移 (一部その後も補足)	明治9年ごろの所持鉄山	
竹崎	芦谷	鐘山半ヶ所	竹崎村	1685	ト藏甚兵衛		芦谷 (計算上は3/4)		芦谷	
		鉄山1/4 押立1本	竹崎村(年寄 忠右衛門)	1690	年寄甚兵衛					
	大畑	山1/4 山3/4		田反郎儀右衛門	1707	ト藏市右衛門	1724	ゆのさこ徳右衛門	(1773年湯野廻次郎吉より購入)	細谷
				ト藏甚兵衛	1711	ト藏市右衛門(家督分け)				
	赤川	奥山鐘井山 川共 鍛冶屋山	ト藏藤左衛門・三郎 左衛門・五郎左衛門	1649	芦田瀬兵衛・ 長三郎	1658	庄屋安兵衛 →		(1811年大呂村為助より購入)	赤川
			山1/4 山3/4	ト藏甚兵衛 ト藏甚兵衛か	1711	ト藏市右衛門(家督分け)				
	亀石	山半ヶ所 山半ヶ所		ト藏甚兵衛	1687	ト藏六郎右衛門 (家督分け)		亀石		亀石
				ト藏甚兵衛か						
		山1/4	山郡七兵衛	1679	親ノ木助左衛門	1689七郎右衛門 門から甚兵衛 へ買入れも		亀石		小鉄峠
		→	五兵衛・吉右衛門	1692	ト藏甚兵衛					
萬歳	山半ヶ所 山半ヶ所	仲間惣左衛門	1639	ト藏惣四郎・ 甚兵衛 (写) →		萬歳 山郡		船通山	船通山	
		山半ヶ所	ト藏甚兵衛	1687	ト藏六郎右衛門 (家督分け) →? 萬歳利右衛門					
		山半ヶ所	ト藏甚兵衛か	→? ト藏吉右衛門						
大呂	山奥	山10/12 山 2/12	久左衛門ほか 4名 善右衛門	1689	雨川仁兵衛・ 長吉	1701	ト藏甚兵衛		山奥	
八川						福類 小八川		奥鐘・三井野 評畑		
樋野口 (五反田)	鹿谷				雨川村長吉・ 次郎右衛門	1701	ト藏甚兵衛・ 惣兵衛 1716 惣兵衛と市郎 左衛門寄合		鹿谷	
加食						藏屋 加食村 大袋				
下布施						坂水 瀧上	みえず 1743 櫻井家ほかへ			
大原郡 塩田村	塩田村 鉄山		塩田村	1716	竹崎村ト藏喜 兵衛・四郎兵 衛, 上久野村 長沢七郎右衛 門	1716	七郎右衛門代 銀負担でき ず, 単独購入			

備考:表示上の留意点は付表1に同じ。奥出雲町所蔵ト藏家文書「山林證文書」(明和元年まで記載)による。明治9年ごろの所持鉄山は同「山林境書」による。